

すもとオープンファクトリープラス（＋）2025 事業企画及び運營業務委託仕様書

本仕様書は、洲本市が実施する「すもとオープンファクトリープラス（＋）2025 事業」（以下「本事業」という。）の企画及び運営を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について必要な事項を定めるものである。

1 事業の目的

洲本市は、本事業を通して、若者の地域定着を目指しUターンを促すきっかけづくりとして、下記のテーマを達成することを目的として本事業を実施する。

2 事業を通して達成を目指すテーマ

テーマ1：「伝える」・・・洲本市のまちの魅力や産業の魅力を伝える。

テーマ2：「ファンづくり」・・・洲本市で働く人や事業所のファンをつくる。

テーマ3：「つなぐ」・・・まちで暮らす人や働く人、学ぶ人、訪れる人をつなぐ。

3 事業概要

モノづくり産業に加えて、コト（サービス）づくり産業も加えた、すもとオープンファクトリープラス（＋）2025 事業及びそれに付随する事業を実施する。

実施形式については、会場内で複数の事業者のモノ・コトづくりが体験できるワークショップ形式を基本とする。

また、上記事業に付随して、興味・関心を高めるためのキックオフイベントやティザーイベントまたはそれに類する事業を実施する。

4 委託期間

契約の日から令和8年3月31日まで

5 業務内容

（1）本事業の企画

① 洲本市の産業の特徴に十分配慮して、そのメリットを生かした企画提案を行い、実施すること。

②次年度以降自走できるような仕組みづくりを踏まえて、本事業を実施すること。

③委託期間内に確実に実施できる企画事業を行うこと。

④本事業への参加事業者（以下「参加事業者」という。）の募集に関しては、関係機関と連携し、候補事業者の把握に努めること。また、参加事業者の選定については、洲本市と協議すること。

⑤参加事業者の行う事業の魅力が伝わるような企画を行い、そのための支援を行うこ

と。

(2) 本事業の運営及び付随する事業の運営

本事業の実施にあたっては、主体的に運営し、洲本市並びに地域内外の学生と協働して実施すること。

(3) その他

①事業全般に、洲本市の特徴及び本事業の効果を最大限に活かすために経験やノウハウを十分に発揮すること。

②これまでに実施してきた内容と連動するように実施し、会場選定や開催日時については、集客（目標：参加学生 50 人）を見込めるよう工夫すること。

※参考資料：「令和 6 年度実施報告書」、「若者・女性に選ばれる働き方・職場改革に向けた取り組み」

6 委託費

1, 500 千円を上限とする。（消費税および地方消費税相当額を含む）以内とする。

7 業務履行報告及び業務完了報告

(1) 受託者は、業務の履行状況について、定期的に洲本市へ報告すること。

(2) 受託者は、業務完了後速やかに、業務完了報告書を洲本市へ提出すること。

8 事業実施にあたっての注意事項

(1) 協議

受託者は、事業の実施にあたり、洲本市と十分協議の上、実施するものとする。

(2) 秘密の保持

受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(3) 法令等の順守

受託者は、委託業務を行うにあたり、関係法令を遵守すること。

(4) 個人情報の取扱い

受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う際には「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令を遵守すること。

(5) 知的財産権の取扱い

受託者は、委託業務の実施の為に必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。

(6) 成果品等の事後使用について

受託者によって、洲本市に納品された成果品は、今後、受託者に確認することなく洲本市及び洲本市が認める団体が主催して行う事業に活用することができることとする。

(7) 業務の再委託について

受託者は、委託業務を一括して第三者に委託することができない。ただし、委託業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、洲本市と協議の上、業務の一部を再委託することができる。

(8) 管理義務

①受託者は、委託業務の施行上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が洲本市の責任に帰する事由による場合においてはこの限りでない。

②受託者と参加事業者等との間に生じたトラブルの対応については、原則として受託者の責任において行う。また、委託業務の責任者から洲本市への報告は速やかに行うこと。

(9) 資料等の提供

委託業務の実施にあたり、両者協議の上、洲本市は委託業務に必要な書類等の作成・分析に必要な資料等の提供を行う。

(10) その他

① 契約期間終了後、受託者の責に帰すべき事由による不備などが発覚した場合、受託者は速やかに必要な措置を行うものとし、これに要する費用は受託者の負担とする。

② 本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。